

第5章 災害復旧計画

災害復旧は、被災した施設の復旧はもとより、再度の被害の発生を防止するため必要な施設の改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を確立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握するものとする。

また、大規模災害時には、多くの人々が被災し、地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となることから、災害時の市民生活の安定を図ることを目的として、関係機関と協力し、緊急の措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画【各部】

本章は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画であり、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度も十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図る。

1 実施責任者

市長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により、災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施する。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して、復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るため状況に応じて次のとおり実施する。

- (1) 復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。
- (2) 補強、改修復旧工事
応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。
- (3) 応急復旧工事
被災後すみやかに復旧を図らなければ、さらに被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的、速やかに適切な復旧措置を講ずる。

3 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 道路災害復旧事業
 - ③ 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業

- (2) 都市災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 公園施設災害復旧事業
 - ③ 市街地理設災害復旧事業
 - ④ 単独災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 公園施設災害復旧事業
 - ウ 市街地理設災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

4 災害復旧に関する主な法律

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年 法律第97号）
- (2) 農林水産施設、災害復旧事業費、国庫補助暫定措置に関する法律
(昭和25年 法律第 169号)
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年 法律第 247号）
- (4) 道路法（昭和27年 法律第 180号）
- (5) 河川法（昭和29年 法律第71号）
- (6) 砂防法（昭和30年 法律第29号）
- (7) 公営住宅法（昭和26年 法律第 193号）
- (8) 生活保護法（昭和25年 法律第 144号）
- (9) 児童福祉法（昭和22年 法律第 164号）
- (10) 身体障害者福祉法（昭和24年 法律第 283号）
- (11) 知的障害者福祉法（昭和35年 法律第37号）
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号）

● 激甚災害

著しい激甚の災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 金融及びその他の資金計画 【保健福祉部・こども部】

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市並びに各種金融機関の協力のもとに、現在の各法令及び制度の有機的運用により所要資金を確保するよう配慮する。

1 融資制度の充実

生活福祉資金を始めとする各種資金の貸付

農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被害者の生活安定等を図るため、資金の確保に努める。

(1) 生業資金の支給及び貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小類融資の貸付金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

① 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

② 世帯更生資金の災害援護資金

③ 救助法による生業資金

④ 母子福祉資金

⑤ 寡婦福祉資金

⑥ 国民金融公庫資金

ア 更生資金

イ 恩給担保貸付金

ウ 遺族国債担保貸付金

エ 引揚者国庫債券担保貸付金

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、あるいは非住家を住家に改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

① 世帯更生資金の災害援護資金、又は住宅資金

② 母子福祉資金の住宅資金

③ 寡婦福祉資金の住宅資金

(3) 被災者生活再建支援制度

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

2 被災者台帳

市は、被災者に対し公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備するよう努めることとする。

第3節 その他の保護計画 【税務部・市民部・保健福祉部・産業観光部】

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げる他、被害者に対して次の対策を講ずる。

1 被災者に対する職業の斡旋

- (1) 被害により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望、適性等を考慮し、適正な求人を開拓して積極的な就職の斡旋を行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練を実施するよう努める。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税（延滞金等を含む）について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他の書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、市は、低所得者に対し、概ね次の措置を講ずる。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮程度に応じ最低生活を保障するよう措置する。

4 日本郵便株式会社

災害が発生した場合、公衆の被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否、通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配分を実施する。

第4節 罹災証明 【総務部・税務部・都市整備部】

災害対策基本法第90条の2に基づき、罹災した世帯が、災害復興のために各種施策を受けるための手続きに必要な罹災証明書の手続きは次のとおりである。事務の詳細は別途「郡山市罹災証明交付に関する要綱」において定める。

なお、火災被害による罹災証明書の発行は、郡山消防署が行う。

1 発行手続

(1) 申請

市内において風水害及び地震等の自然災害により被害を受け、罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明申請書（第1号様式）に、次の書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

① 次の書類等のいずれか

居住者の場合：住民票等、居住の実態を示す書類

建物の所有者の場合：登記簿謄本等、建物の所有を示す書類

事業所の場合：登記簿謄本、納税通知書等、事業所の存在を示す書類

② 罹災状況が判断できる写真等

(2) 交付

市長は、罹災者から、罹災証明申請書により申請があったときは、申請者の立証資料等をもとに、罹災証明書（第2号様式）を発行する。なお、証明書を交付したときは、罹災証明発行簿（第3号様式）に所要事項を記載しなければならない。

(3) 現地調査

災害救助法が適用される程度の大規模災害については、罹災者から求めがあった場合は、次の要領により現地調査を行う。

① 1次調査

建物の外観により損害の程度を判断する。罹災者の立会いは必ずしも要しない。

② 2次調査

1次調査結果に対する再調査の依頼があった場合は、罹災者の立会いのもと、建物の外観及び内部の損害の程度を調査する。

③ 3次調査

2次調査結果に対する再調査の依頼があった場合は、罹災者の立会いのもと、再度建物の外観及び内部の損害の程度を調査する。

2 証明の範囲

- (1) 建物が全壊・半壊・一部損壊又は軽微な損壊の被害を受けた場合。
- (2) 建物等において、床上浸水又は床下浸水の被害を受けた場合。
- (3) その他自然災害により被害を受けた場合。

3 証明の基準

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当））等による。なお、現地調査における調査票等は別に定める。

4 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は無料とする。